

長良川河口堰の閘門内における接触事故について（お知らせ）

平成23年9月23日（金）午前9時20分頃、長良川河口堰の閘門内で、下流から上流へ通航する船舶がゲートに接触し、スクリュープロペラが損傷する事故が発生しました。

その内容について、お知らせいたします。

平成23年9月23日



独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所

問い合わせ先

独立行政法人 水資源機構 長良川河口堰管理所

副所長 はやし としゆき 林 敏 幸

住 所：三重県桑名市長島町十日外面136番地

電 話：0594（42）5012

長良川河口堰の閘門内における接触事故について(お知らせ)

1. 事故発生日時等

事故発生日時：平成23年9月23日(金)午前9時20分頃

事故発生場所：長良川河口堰 閘門(三重県桑名市長島町十日外面136番地)

【事故発生状況図1 参照】

船舶所有者：三重県桑名市在住(男性)

2. 事故の発生状況

①下流から上流に向かう船舶(漁船)1隻が、閘門の小閘室に到着し、係船柱に係留した。
【事故発生状況図2 参照】

②堰操作員(堰操作業務の請負者である名峰テクノ(株)社員)が、当該船舶の係留を確認後、中間ゲートを全閉状態から水面下約40cmまで下げ、小閘室内の水位調整(小閘室内の水位を堰上流水位に合わせる操作)を行った。

③水位調整が終わった後、本来であれば、堰操作員が中間ゲートを河床まで下ろした後に遮断機を上げ、船舶を小閘室から出航させるべきところ、今回は水位調整が終わった後、中間ゲートを河床まで下ろす前に遮断機を上げたため、船舶が小閘室から出航する際、中間ゲートにスクリュープローパが接触し、損傷する事故が発生した(午前9時20分頃)。
【事故発生状況図3 参照】

④その後、小閘室において機構職員が立ち会い、乗員1名(船長)にケガがないこと及び当該船舶のスクリュープローパの損傷状況を確認した。

⑤ ④の確認後、当該船舶は堰上流に出航した。

3. 事故の原因

堰操作員が、水位調整が終わった後、中間ゲートを河床まで下ろす前に遮断機を上げたため。

4. 今後の対応

閘門操作に係る安全確保及び操作手順について、事務所内及び請負者に徹底を図る。

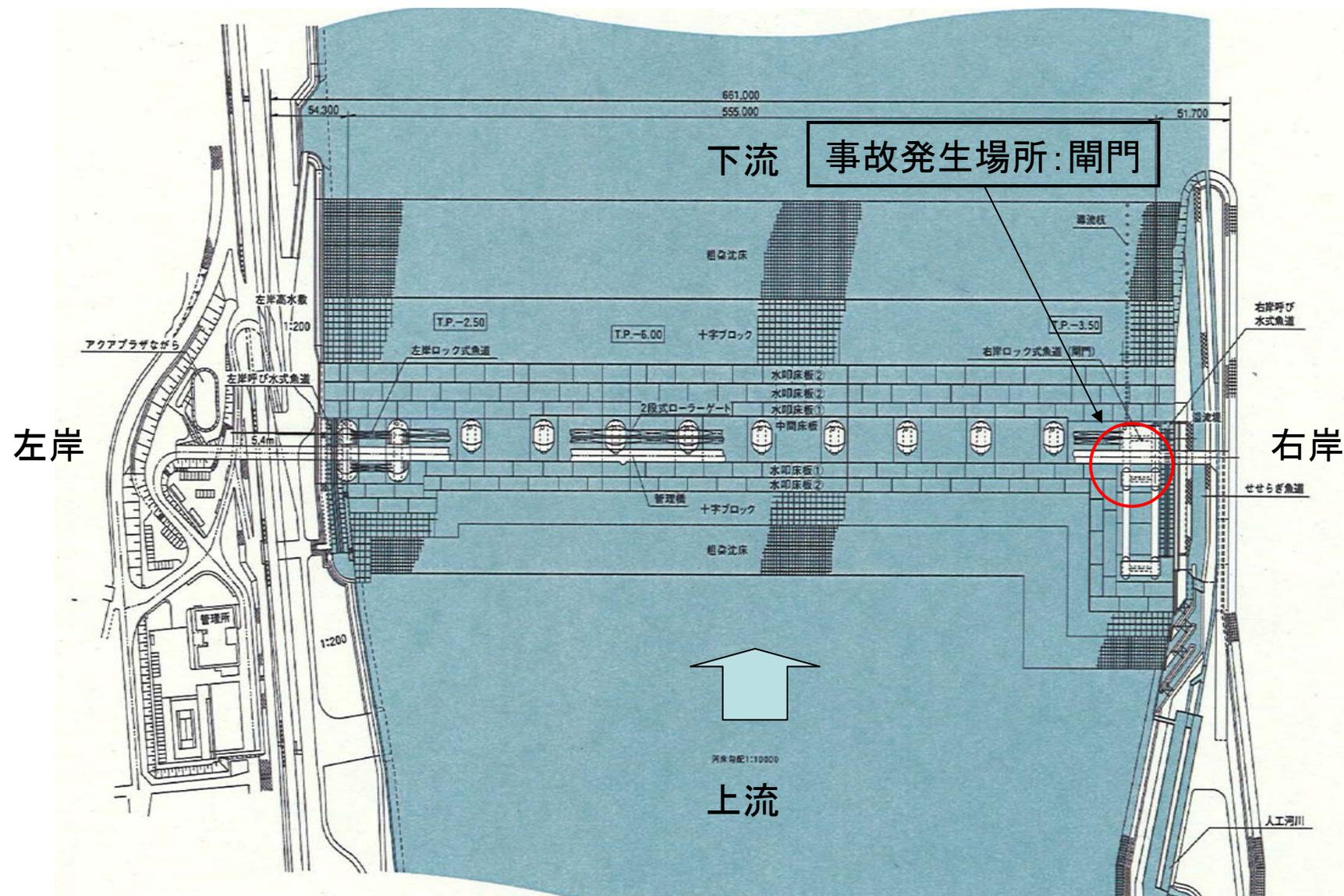
5. 長良川河口堰の閘門について

閘門とは、堰の上流側と下流側の水位の差を調節して、堰を船舶が通航できるようにする施設です。

閘門を通航する船舶は年間約5,000隻で、主たるものは、漁船やレジャーボートです。

24時間通航可能であり、閘門入口のスピーカー装置により管理所内の操作室で通航に係る連絡を受け、堰操作員が操作しています。

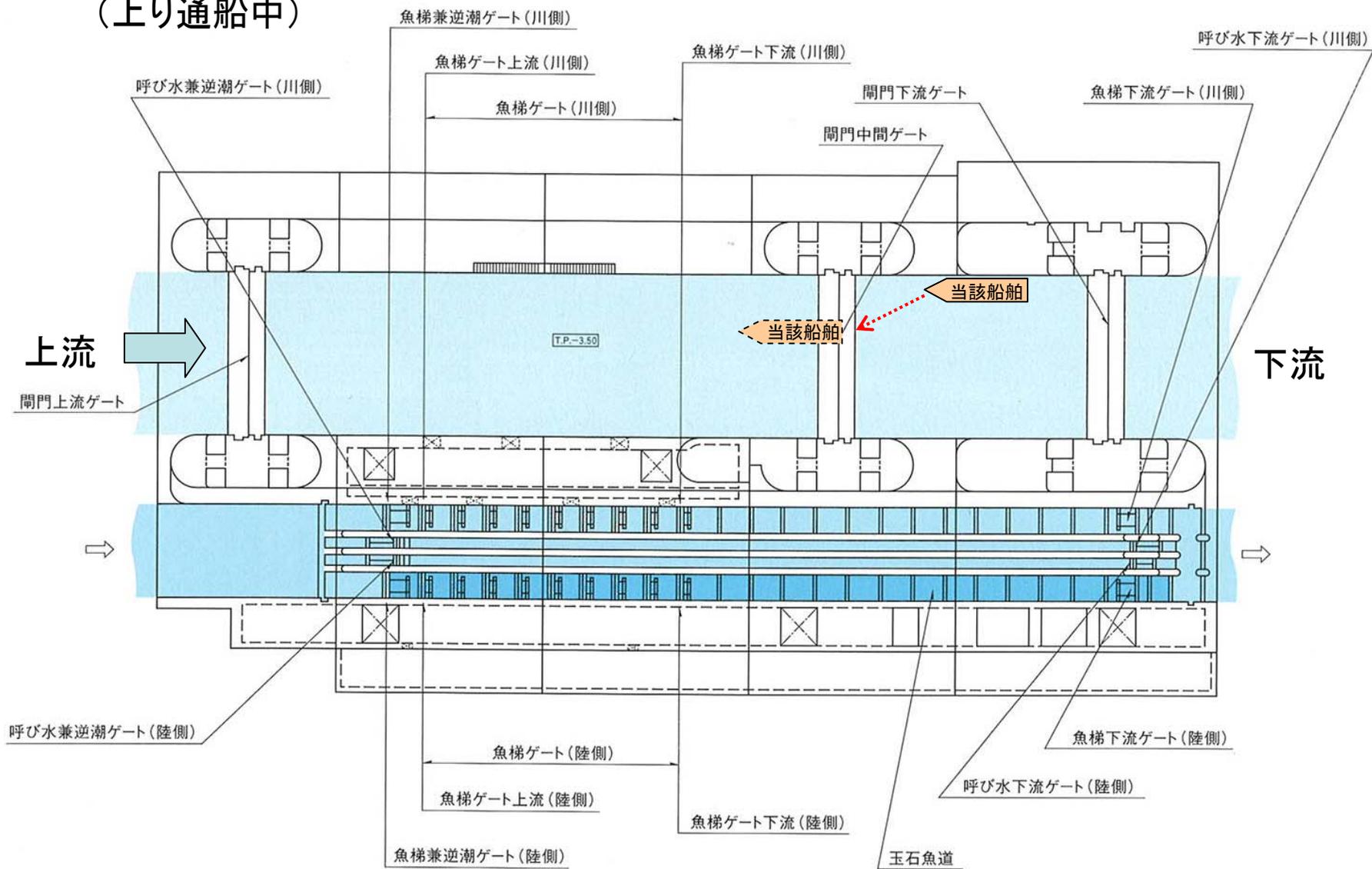
事故発生状況図1



閘門位置図

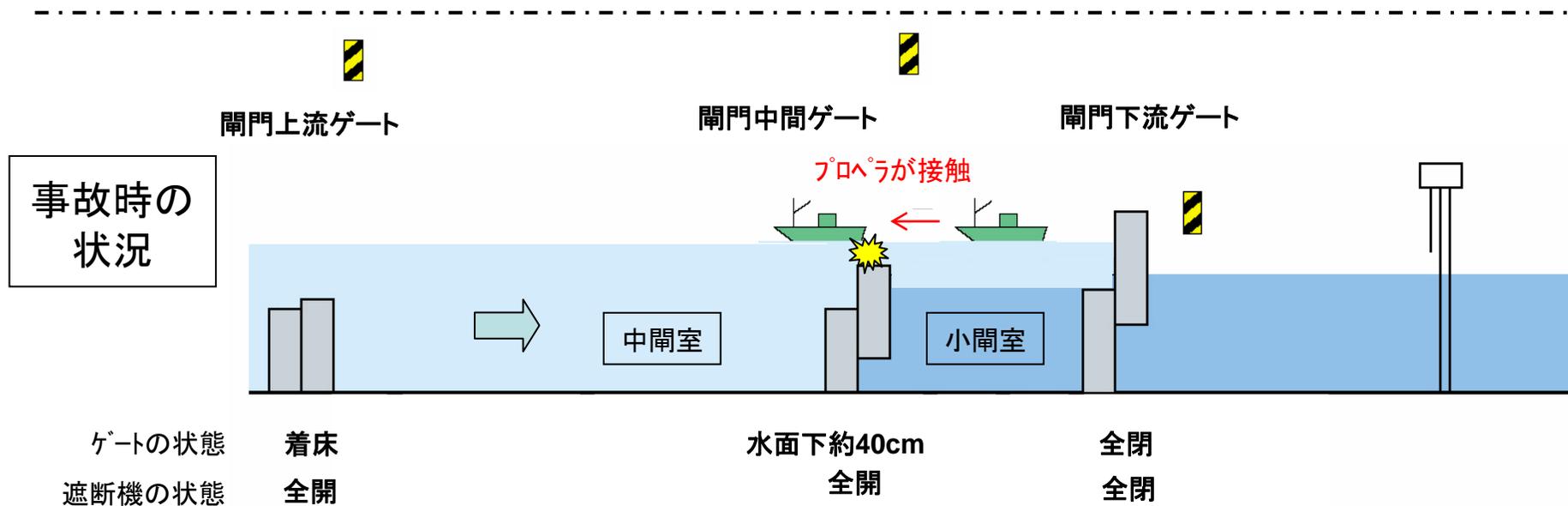
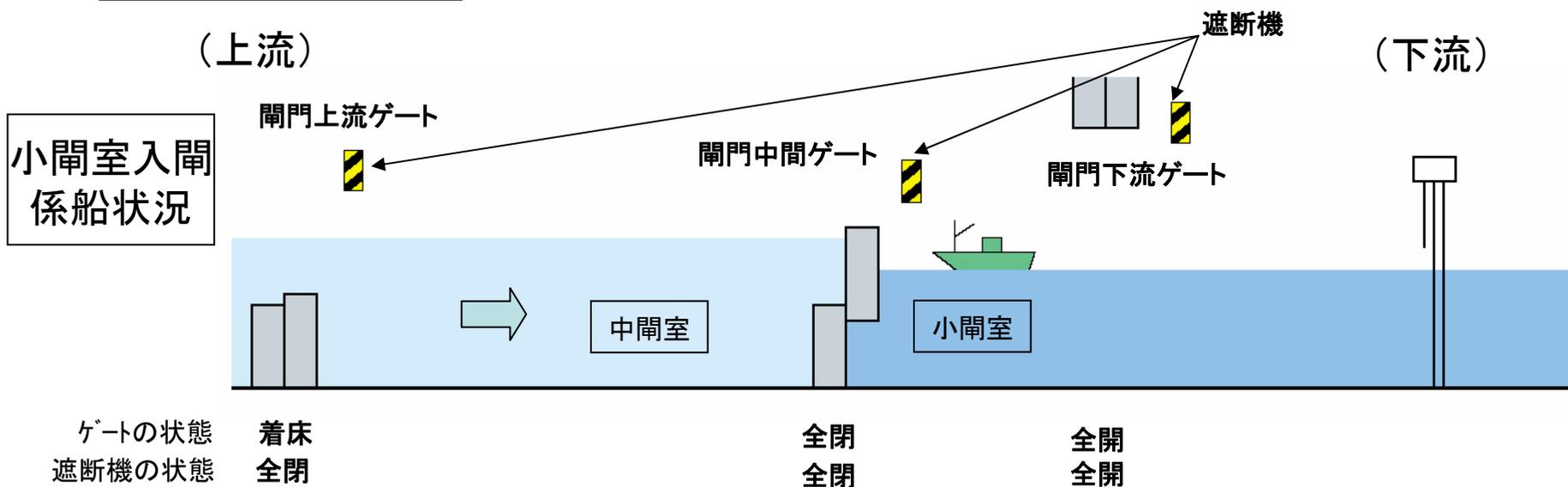
事故発生状況図2

(上り通船中)



閘門平面図

事故発生状況図3



閘門断面図